五　保険事故

(一)　前一年間（漁期間契約にあっては、前一漁期間）における事故（特定事故を除く。以下同じ。）の有無

(二)　前二年間（漁期間契約にあっては、前二漁期間）における事故の有無

(三)　前三年間（漁期間契約にあっては、前三漁期間）における事故の有無

(四)　前四年間（漁期間契約にあっては、前四漁期間）における事故の有無

(五)　前五年間（漁期間契約にあっては、前五漁期間）における事故の有無

六　損害塡補の範囲

(一)　全損及び救助費を塡補の対象とするもの

(二)　全損、分損及び救助費を塡補の対象とするもの

(三)　全損、分損、漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第三十九条の十四第一項第一号に掲げる損害及び救助費を塡補の対象とするもの

○農林水産省告示第百六十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十六条の三第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める率を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保険期間を一年とするもの

漁業の種類	全損及び救助費を塡補の対象とする場合			全損、分損及び救助費を塡補の対象とする場合		
	総トン数百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上	総トン数百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上
まぐろはえ縄漁業	○・二七％	○・二七％	○・一一％	○・四〇％	○・三五％	○・一九％
さけ・ます漁業	○・五二％	○・三二％	—	○・六八％	○・三六％	—
いか釣り漁業	○・三六％	○・二八％	○・一八％	○・五三％	○・三八％	○・二七％
沖合等漁業	○・三九％	○・三五％	○・一八％	○・五六％	○・五二％	○・二七％

注1　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第三十九条の十四第一項第一号に掲げる損害を塡補する旨の特約（以下「冷凍機故障特約」という。）がある場合の純保険料に対応する部分の率（以下「純保険料率」という。）は、この表の全損、分損及び救助費を塡補の対象とする場合の率に次の表の上欄に掲げる漁業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を加えて得た率とする。

漁業の種類	率
まぐろはえ縄漁業	○・〇六％
さけ・ます漁業	○・二四％
いか釣り漁業	○・〇六％
沖合等漁業	○・〇五％

2　保険の目的たる漁船積荷を積載する漁船が次に掲げる漁船に該当する場合は、当該漁船に係る漁船積荷保険の純保険料率は、この表の率（前項に規定する場合にあっては、同項の規定により定まる率。以下この項において同じ。）に次に掲げる割増率若しくは割引率又はこれらを加減して得た率を乗じて得た率を、この表の率に加減して得た率とする。

(1)　船齢による割増率及び割引率

イ　割増率

保険期間の開始の際における船齢が満十七年以上の漁船　割増率十％

ロ　割引率

保険期間の開始の際における船齢	割引率
満一年未満	十五％
満一年以上満三年未満	五％
満三年以上満五年未満	四％
満五年以上満七年未満	三％

(2)　無事故による割引率

イ　保険期間の開始の日（以下「開始日」という。）の前日まで引き続き一年以上漁船積荷保険に付されている漁船であって、開始日前一年間に事故（特定事故を除く。以下同じ。）が生じなかったもの（ロからホまでに掲げるものを除く。）　割引率十％

ロ　開始日の前日まで引き続き二年以上漁船積荷保険に付されている漁船であって、開始日前二年間に事故が生じなかったもの（ハからホまでに掲げるものを除く。）　割引率十五％

ハ　開始日の前日まで引き続き三年以上漁船積荷保険に付されている漁船であって、開始日前三年間に事故が生じなかったもの（ニ及びホに掲げるものを除く。）　割引率二十％

ニ　開始日の前日まで引き続き四年以上漁船積荷保険に付されている漁船であって、開始日前四年間に事故が生じなかったもの（ホに掲げるものを除く。）　割引率二十五％

ホ　開始日の前日まで引き続き五年以上漁船積荷保険に付されている漁船であって、開始日前五年間に事故が生じなかったもの　割引率三十％

3　前二項の規定による計算において、小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨て、計算の結果得られる率に小数点以下二位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てた率をもって、純保険料率とする。

二　保険期間を漁業時期を基準として定めるもの

漁業の種類	全損及び救助費を塡補の対象とする場合			全損、分損及び救助費を塡補の対象とする場合		
	総トン数百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上	総トン数百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上
さけ・ます漁業	○・一三％	○・〇八％	—	○・一七％	○・〇九％	—

注1　冷凍機故障特約がある場合の純保険料率は、当該漁業に係るこの表の全損、分損及び救助費を塡補の対象とする場合の率に○・○六％を加えて得た率とする。

2　保険の目的たる漁船積荷を積載する漁船が次に掲げる漁船に該当する場合は、当該漁船に係る漁船積荷保険の純保険料率は、この表の率に次に掲げる割増率若しくは割引率又はこれらを加減して得た率を乗じて得た率を、この表の率に加減して得た率とする。

(1)　船齢による割増率及び割引率

イ　割増率

保険期間の開始の際における船齢が満十七年以上の漁船　割増率十％